

地域生活支援拠点等整備検討部会報告

令和7年3月

1. 部会設置の目的等

地域生活支援拠点等（※）の整備推進について協議・検討を行うもの

※「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の5つの機能を確保したサービス提供体制。

2. 令和6年度の部会開催状況

	開催日	議題
第1回	令和6年5月20日	・令和5年度地域生活支援拠点等の実績について ・拠点コーディネーターについて ・認定拠点事業所のネットワークについて ・地域生活支援拠点等整備の取り組み状況 ・地域生活支援拠点等事業所ネットワークの取り組み状況
第2回	令和6年9月11日	・令和6年4～6月地域生活支援拠点等の整備状況について ・相談機能（主任相談支援専門員の役割）について ・「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」機能について ・地域生活支援拠点等整備の取り組み状況 ・地域生活支援拠点等事業所ネットワークの取り組み状況
第3回	令和6年11月26日	・令和6年7～9月地域生活支援拠点等の整備状況について ・相談機能（主任相談支援専門員の役割）について ・緊急時受け入れ拠点事業所のネットワークについて ・地域生活支援拠点等整備の取り組み状況 ・地域生活支援拠点等事業所ネットワークの取り組み状況
第4回	令和7年2月19日	・令和6年10～12月地域生活支援拠点等の整備状況について ・令和7年度以降の部会及び実績報告について ・地域生活支援拠点等整備の取り組み状況 ・地域生活支援拠点等事業所ネットワークの取り組み状況

3. 検討・協議内容

（1）拠点コーディネーターについて

- ・令和6年度より新たに設けられた地域生活支援拠点等機能強化加算を活用した拠点コーディネーターのあり方について協議。

（2）相談機能（主任相談支援専門員の役割）について

- ・障がい者基幹相談支援センター（以下「区基幹センター」という。）以外の主任相談支援専門員の役割と主任相談支援専門員配置加算の要件について協議。

(3) 「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」機能について

- ・「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」機能を担う認定事業所の役割について協議。

(4) 地域生活支援拠点等整備の取り組み状況・実施状況の把握

- ・令和5年5月から地域生活支援拠点等事業所の認定を開始し、あらかじめ定めた基本要件を満たす事業所の認定を行い、その整備状況について定期的に共有を行った。

◆地域生活支援拠点登録事業所数（令和7年3月1日時点）

機能	事業所数	うち、 基幹・聴覚 を除く
①相談	50	35
②緊急時の受け入れ・対応	29	19
③体験の機会・場	16	10
④専門的人材の確保・養成	28	17
⑤地域の体制づくり	15	0
※合計	75	57

（※1つの事業所で複数の機能を登録できるので事業所数は機能の合計数とはならない。）

- ・各区基幹センターが担当地域内の地域生活支援拠点等事業所の実績報告を集約し、地域生活支援拠点等整備検討部会及び市地域生活支援協議会で定期的に報告を行った。

(5) 地域生活支援拠点等事業所のネットワーク

- ・地域生活支援拠点等事業所の認定を受けた事業所は、積極的に区基幹センターが実施するネットワークの取り組みに参加することとし、定期的にネットワークの参加状況とその内容を共有した。
- ・拠点等の機能のうち、特に緊急時受け入れを担う短期入所事業所のネットワークを開催し、緊急時受け入れにおける共同支援の説明や、情報共有を行った。